

1. 防災指針の作成にあたって

1.1 防災指針作成の必要性

(1) 防災指針の必要性と役割

急速な人口減少と超高齢社会の到来に伴い、人口密度が低下し、地域の活力の低下や都市機能の衰退による生活利便性の低下等、都市経営に関する問題は全国的に大きな課題となっています。このような中、本市では、医療・商業等の生活に必要な施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりそれらの施設や地域間を円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていく指針として、令和3年3月に「佐野市立地適正化計画」を定めました。このたび策定する防災指針は、佐野市立地適正化計画の一部として位置づけられるものです。

佐野市立地適正化計画で目指す、医療・商業等の生活に必要な施設や住居等がまとまって立地する拠点周辺の地域においても、一定の災害リスクが存在しています。防災指針は、立地適正化計画で定めている利便性の高いエリア(居住誘導区域、都市機能誘導区域)に居住や都市機能の誘導を図るにあたり、災害リスクに対する安全性の確保の指針を示すものとなります。



(2) 本市の防災関連計画との関係

本市では、大規模自然災害等に備えた防災関連計画として、「佐野市地域防災計画」および「佐野市国土強靱化地域計画」等を定めています。

佐野市地域防災計画は、本市における災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関して、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めるものです。

国土強靱化地域計画は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけており、本市における強靱な都市づくりの方向性を示す計画です。

こうした本市全体の計画に対し、防災指針は、人口減少や超高齢社会に対応したコンパクトな都市づくりにあたって、居住や都市機能の誘導を図るべき区域において、災害リスクに対する安全性の確保の指針を示すものです。

SDGs(持続可能な開発目標)との関係について

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015(平成 27)年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

防災指針では、災害リスクを踏まえた安全性の高い都市づくりを目指しており、SDGsがめざすゴールのうち、「11 住み続けられるまちづくりを」及び「13 気候変動に具体的な対策を」を中心として、理念を共有しています。

防災指針で目指す安全性の高い都市づくりに向けた取組を推進することで、包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住の実現に向けた役割を果たしていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 佐野市立地適正化計画で定めた誘導区域

佐野市立地適正化計画では、都市機能や居住を誘導するための基本的な考え方や、具体的な区域を設定するとともに、それらを誘導するための施策等を定めています。

佐野市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、以下に示す通りです。

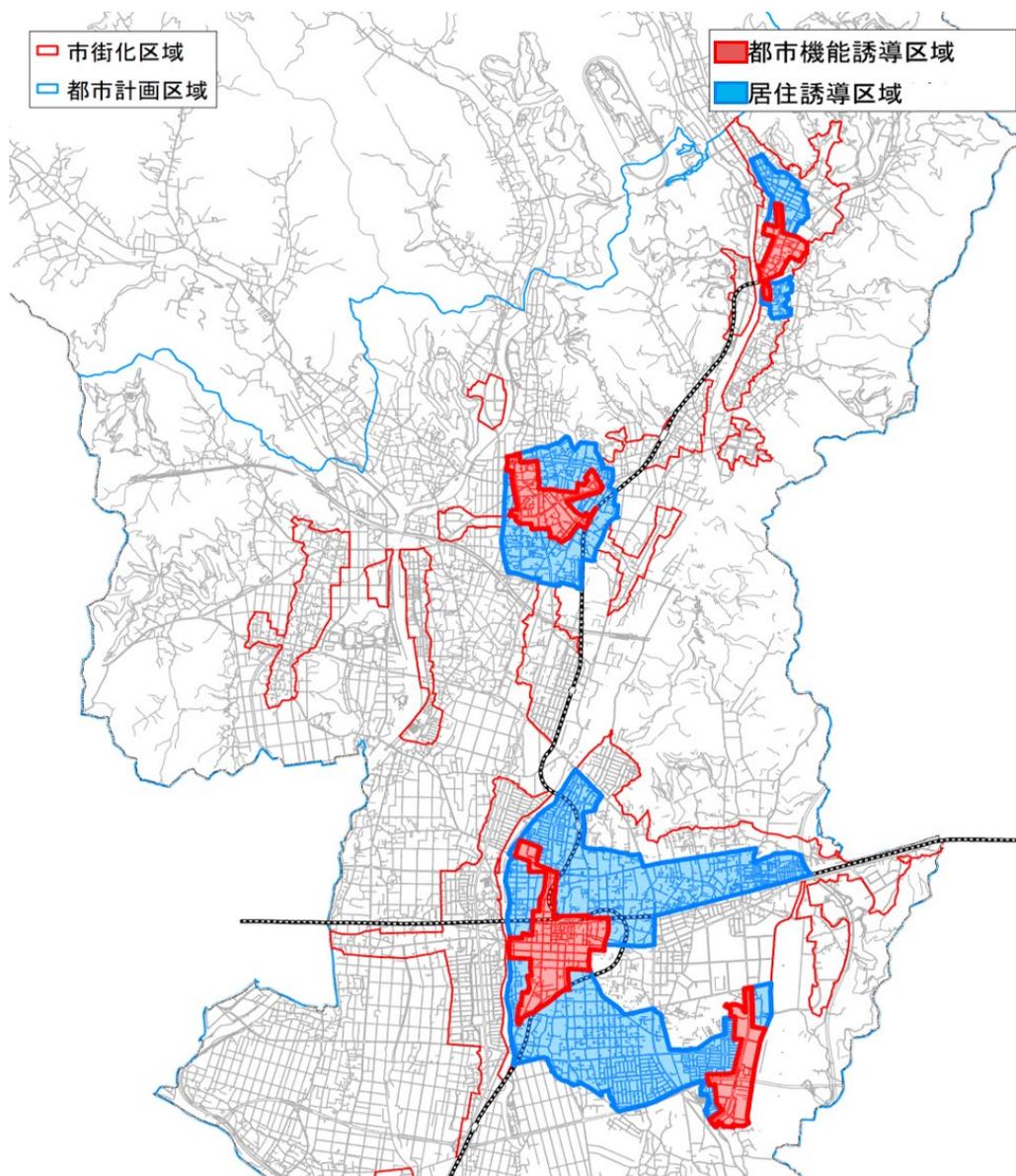


図 1-1 誘導区域図

(4) 防災指針の位置づけ

防災指針の関連計画との位置づけは、以下の通りです。防災指針は立地適正化計画の一部として策定するほか、上位計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画との整合を図り、今後関連計画の改定に合わせて必要に応じて見直しを図るものとします。

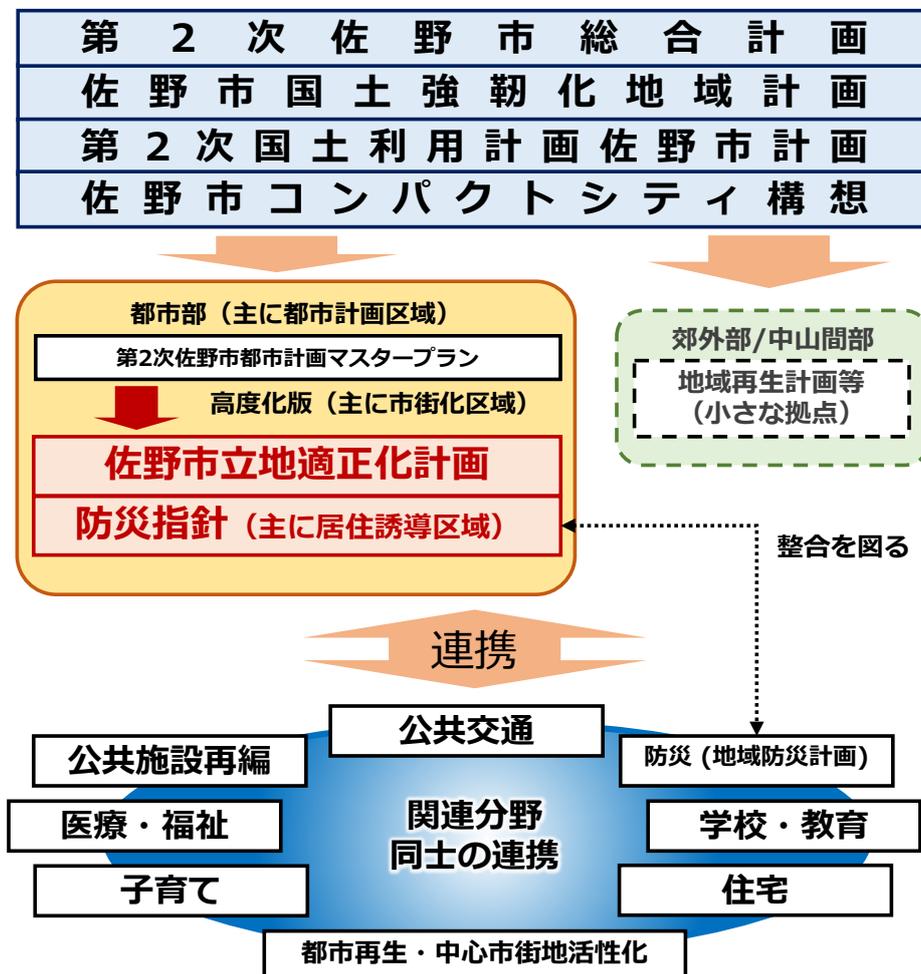


図 1-2 防災指針の位置づけ

1.2 防災指針の概要

(1) 防災指針の法的な位置づけ

令和2(2020)年6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、居住誘導区域(都市機能誘導区域を含む。以下同)からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、主に誘導区域内を対象に災害リスクを踏まえた課題を抽出し、課題解決に向けた取組方針を定めるとともに、具体的な取組を位置付けます。

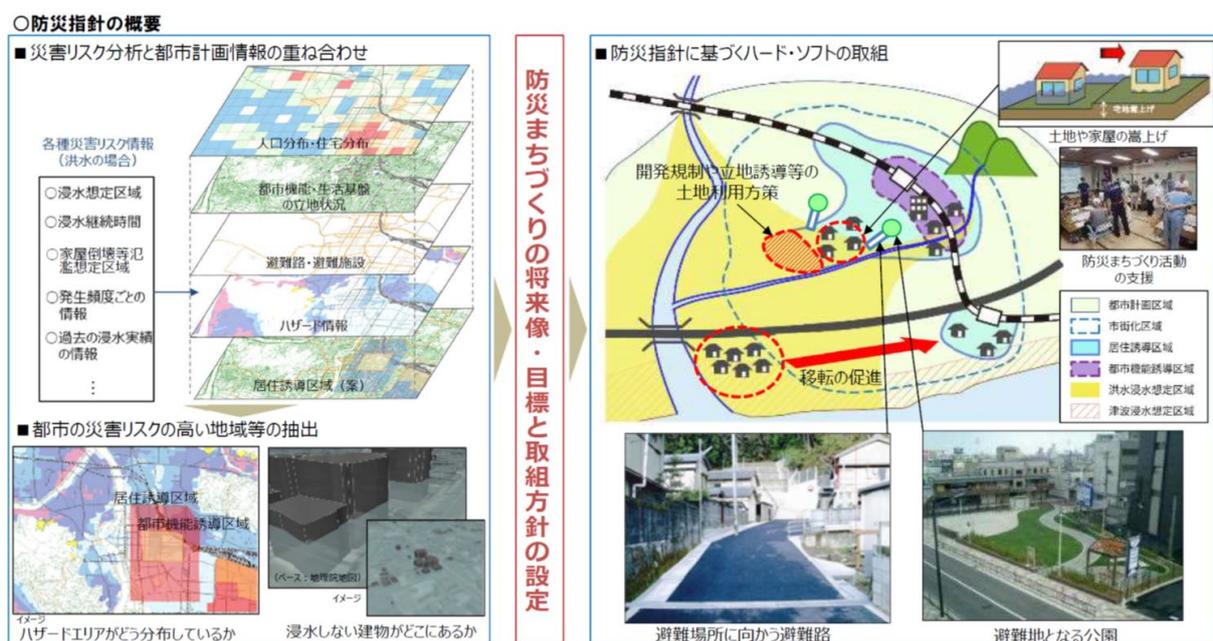


図 1-3 防災指針の概要

出典:国土交通省都市局 水災害対策とまちづくりの連携 令和2年9月16日

(2) 防災指針の検討項目

防災指針では、洪水、土砂災害、地震等の災害要因毎に検討を行うとともに、これらの災害を統合的に検討します。

(3) 防災指針の検討フロー

防災指針は、以下のフローを踏まえて策定します。

- ① 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ② リスク分析を踏まえた居住誘導区域の見直しの検討
- ③ 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

(4) 計画期間

令和 5(2023)年度から令和 20(2038)年度まで(16 年間)を計画期間とします。

※佐野市立地適正化計画の計画期間は、令和 3(2021)年度～令和 20(2038)年度(18 年間)であり、同計画の一部として整合を図るものとします。

1.3 対象とする災害リスク

(1) 防災指針で分析対象とする災害リスク

防災指針の策定にあたり、災害リスクの分析を行う災害は以下の通りです。

表 1-1 防災指針で分析対象とする災害リスク

災害	災害ハザードデータ		根拠法令
(1)洪水	洪水浸水想定区域	想定最大規模	水防法
		浸水継続時間	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食、氾濫流)		
(2)土砂災害	土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(3)地震	地震被害想定(震度分布)		—

※津波被害(津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域)については、本市において指定区域がないため、検討の対象外とします。

(2) 佐野市立地適正化計画におけるハザードエリアの取扱い

佐野市立地適正化計画におけるハザードエリアの取扱いは以下の通りです。本市では既に市街地が形成されている地域にも洪水浸水想定区域等が広がっていることから、この範囲をすべて居住誘導区域から除外することは困難となります。そのため、防災指針においては、居住誘導区域内の災害リスクに対して、できる限り回避あるいは低減させるための必要な防災・減災対策を位置付け、計画的に実施していくことが求められます。

表 1-2 佐野市立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱い

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	本市の立地適正化計画での取扱い
居住誘導区域に含まないこととすべき (レッドゾーン)	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含まない
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき (イエローゾーン)	土砂災害警戒区域	居住誘導区域に含まない
	洪水浸水想定区域	原則として、浸水深 3.0m 以上は居住誘導区域に含まない
記載なし	家屋倒壊等氾濫想定区域	居住誘導区域に含まない

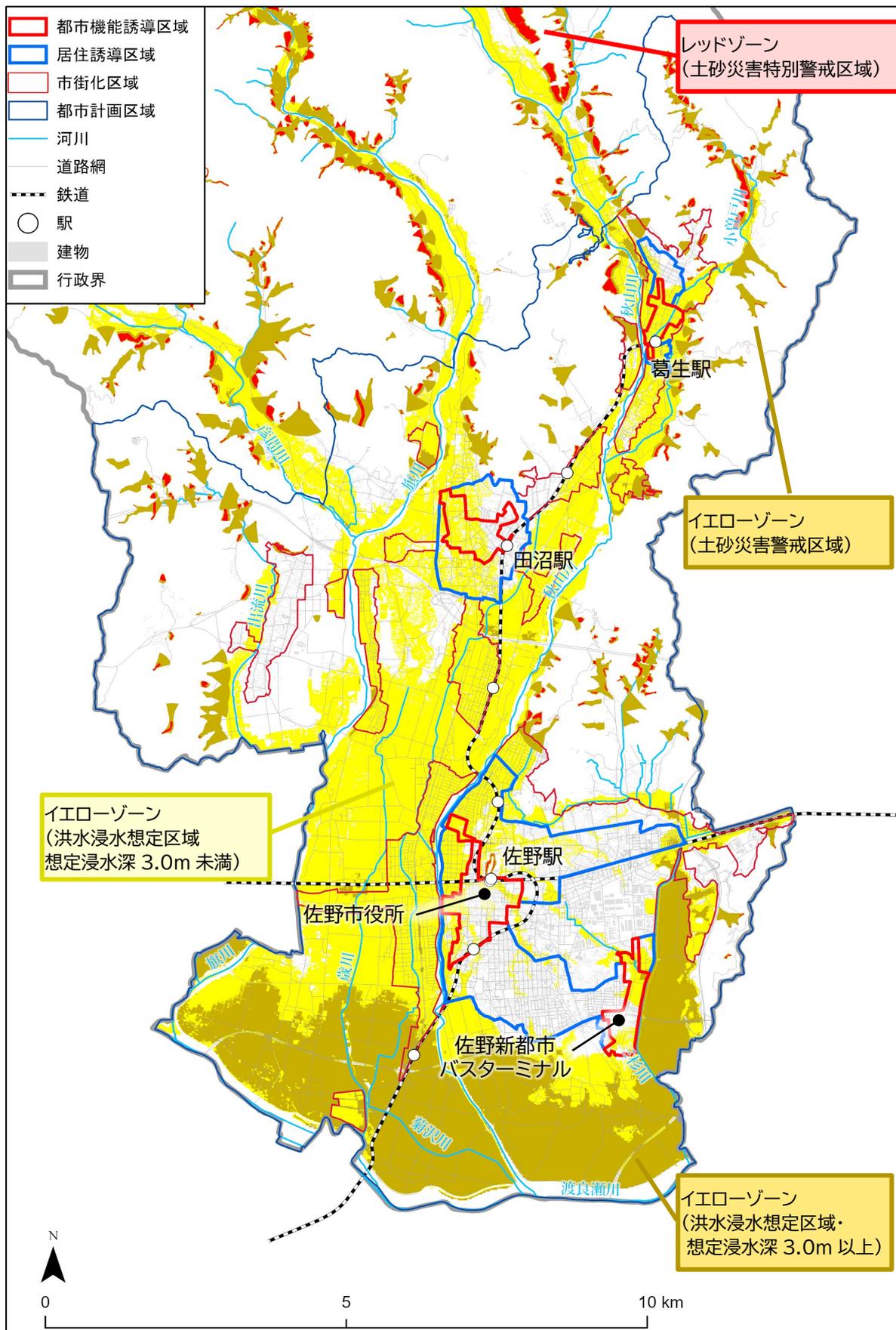


図 1-4 本市における災害レッドゾーン、イエローゾーンと誘導区域